

同意書兼誓約書

【同意事項】

- 1 適正な保育の実施や保育料の算定等のため、町の担当者が、町の保有する児童及び世帯員の住民票、税務資料、生活保護受給状況資料、児童扶養手当資料等の閲覧及び取得を行うこと。
- 2 決定された保育料の額について、町が特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 3 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合、特別な理由なく1か月以上登園しなかった場合、通常保育に支障をきたす行為があった場合、その他教育・保育の実施継続に支障をきたす事由が生じた場合は、保育の実施を解除されても異議を申し立てないこと。
- 5 保育料を滞納した場合、児童福祉法の規定により、財産調査及び差押え（給与・預貯金等）などの滞納処分を受ける場合があること。
- 6 課税情報が確認できない場合は、税額が確定するまでの間、最高額で決定すること。
- 7 年度当初の申請にあたり、認定事務及び利用調整事務が集中し、審査に時間を要することから、認定証の交付は、実施開始日の前月までに行われること。
ただし、年度途中において申請又は決定した場合は、実施開始日までに交付されること。

【誓約事項】

- 1 利用申込後において、世帯構成や該当する保育の必要性の事由（勤務状況、妊娠・出産等）に変更が生じた場合、また、保育料決定後に確定申告や町民税申告等により課税額に変更が生じた場合は、速やかに錦江町長へ届け出ること。
- 2 施設利用後、保育料の納付及び必要書類の提出は必ず期限までに行うこと。
- 3 保育料は、期限内に必ず納入すること。

施設を利用するにあたり、上記の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。なお、この同意書兼誓約書の記載事項に反した場合、保育の実施を解除されても異議申し立てをしません。

令和 年 月 日

住 所 錦江町

保護者氏名

錦 江 町 長 様